

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (3 日目)

(平成 28 年 6 月 10 日 午後 1 時 00 分)

- 議長 (小林幸雄) それでは会議を再開いたします。
通告の 8 永原和男議員。

1 番目の見出しにつきまして、本人の申し出により若干変更いたしますが、

- 1 消費税増税について、町長の見解は
- 2 自然エネルギーの推進と問題点は
- 3 奨学金制度の見直しを行いましたか
- 4 土砂災害の備えは万全ですか

議席番号 5 番・永原和男議員。

- ◆ 5 番 (永原和男) 議席番号 5 番・永原和男でございます。

それでは早速、消費税の増税先送りについて、長の見解を求めたいと思います。

その前に、町民は国政に強い関心を寄せています。憲法違反の安保法制しかり、また、憲法 9 条の下で集団的自衛権行使は許されないという憲法解釈を、180 度覆した安倍政権に対して、立憲主義を回復を求める声もしかり、はたまた、最近では枡添東京都知事の、知事としての資質の問題等があります。こうした町民が強い関心を寄せる国政問題等に対しても、町長として見解を述べることは極めて重要なことでもあります。

そこで、町民が寄せる国政問題の中から、今日は、消費税の増税について、町長の見解を伺います。

安倍首相は消費税増税の先送りを表明いたしました。まず、初めに伺いますが、この消費税増税の先送りについて、町長の見解を求めます。

- 議長 (小林幸雄) 横川町長。

- 町長 (横川正知) 永原和男議員の御質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

今、御質問がありましたように、国も消費税の増税と言いますか、延期ということ、2 年半ほど延期するというふうに決定をされたわけでございます。そのことについて、その判断について云々ということではなくて、私自身は消費税が、そういうふうに延期をされたら、導入が延期されたということに対しましては、まさに今、何て言いますか、政権党の幹部も言葉を、ある幹部が言うておりましたが「進むも地獄、そしてまた、引くも地獄」というような意味のことを申し上げておりました。そういうことで、国家財政等々も含めて考えた時に、どういう道が一番ベストなんだろうということで、頭をひねっている状況でございます。以上でございます。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 町長は「頭をひねっている」ということで、それ以上の言及がありませんでした。

それでは、伺いますが、安倍首相は消費税を先送りすることによって、社会保障の充実も我慢してほしい旨の発言があります。消費税増税と、この社会保障についての関連をお伺いいたします。町長は、消費税増税が先送りされることによって、社会保障にどのような影響があるとお考えでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) もともと、過去に三党合意と言いますか、国の方では、消費税についてのそういう合意に基づいてやってきたということの中で、その時点からも社会保障、一体改革も含めて、財源の確保というようなことで進んできているというふうに、私自身は承知をしております。そういう意味で、今いろいろな分野で社会保障関係の職場も含めて、いろいろと問題があるところがございますので、つまり、そういった部分について、この先送りによって、手立てが遅れるのかな、そういうことを私どもは、長の立場としては心配をしているところでございます。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 2 年前にも、安倍首相は社会保障の充実のために消費税の引き上げを、その理由としてきました。今、町長の答弁でも社会保障の財源の確保に消費税が必要であるという見解が述べられました。

それでは、町長に伺いたいと思うんですが、消費税が 5 パーセントから 8 パーセントに増税をされた、平成 26 年 4 月でしたね、それから、この 26 年度 27 年度の過去 2 か年間、社会保障がどのように充実をされたのか、その見解を伺いたいと思うんです。社会保障と言っても幅が広いですから、今日は二点について町長の見解を求めたいと思います。年金はどのように充実されたのでしょうか。また、町長自身が保険者であります介護保険は、どのように充実をされたのでしょうか。その二点について見解を求めます。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 詳しくは、私はまだ承知しておりません。で、年金について、どのように社会保障の分野としての一つとして、何て言いますか、消費税を財源としてのもものになったかということについては、むしろ、その一体改革の中で、年金制度そのものを維持していく、そういったことが非常に重要なことなんだろうというふうに思います。中身的な問題については、私は十分承知はしていない部分がございますが、

制度そのものの維持に向けて、そういったものを財源として使うということは、国としての御判断だろうというふうに、私なりの理解をしております。

また、介護保険制度の関係でございますが、これは実際には、いろいろな給付と言いますか、事業者に対する介護保険制度上の手立てと言いますか、そういったことについても、一定の分野については、人件費的な部分も含めて配慮がなされてきている。十分か十分でないかについては、いろいろな問題がありますけれども、そういったもので、少なくともやっぱり、この一定の社会保障と、年金もそうですし、介護保険制度もそうです、その制度そのものを維持していく、そういった財源としての捉えを、私はしているところでございます。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5番 (永原和男) 今、町民の中から、年金受給者からは、「毎年、年金が減らされて困る」という声が出ております。このことに対して、町民のそういう切実な声が答弁の中になかったことは、非常に残念なことであります。消費税が増税をされても、年金の改善にはつながっておりません。

また、介護保険についても、事業者については一定の配慮が示されているという答弁でありましたが、これ、町長、私は3月の会議の際にも事業者の声を議会の場で町長に届けてきたと思うんですが、事業者は今、大変な状況にあるわけですよ。国に、消費税を値上げしたその分で一定の配慮をしてもらっている、なんて感謝している事業主は、いないんですよ、信濃町の事業者の中で。私は、そしてまた今度、利用者の立場、住民の立場になると、この4月から、要支援1・2が介護保険の給付から外されましたよね。それに対して私は、町の事業となったんですが、横川町長が介護保険の質、量、事業者に対する報酬、それが今までと何ら変わりなくやってきていると、この事を私は大いに評価をするところであります。

こういうふうに社会保障が、私は、消費税を増税したその財源をもって社会保障を良くすると言いながら、その何らこの2年間、町民の現実の生活から照らし合わせてみると改善されたところがない、ということを指摘せざるを得ません。

次に町長、お伺いをしたいんですが、原則的なことですが、私は、税は、税金の税ですね、税は、所得に応じて納税をしていただくということが大原則だというふうに思うんです。所得に応じて税は納税をいただくことは大原則だと思うんですが、ところが消費税は、所得の少ない人ほど重税感が重い税制度であります。町長は、町民税や固定資産税等を課す立場にあるわけですが、まず、この税の原則について、どういう見識をお持ちか、伺いたいと思うんです。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 基本的には、税負担の一番の根底というのは、まさに能力に応じた負担というふうに思っております。それが大原則だろうというふうに思っています。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) そうなんです。税の、税金を負担していただく原則は、言ってみれば、所得に応じて納税をいただくというのが原則であります。消費税が、この税の原則から、かけ離れているという点も、私は重要な問題だというふうに指摘せざるを得ません。

そこで、消費税の増税は、町民の物を買う力を弱めます。町内景気を悪化させています。私は、先送りをして、増税をすれば同じことを繰り返すだけだというふうに思います。消費税 10 パーセント増税は、先送りではなく、きっぱりとこの際、断念すべきものであります。また、今、町長の答弁にもありましたが、税は応能主義の原則に立ち、富裕層と、空前の利益を上げている大企業から応分の負担を求めるものであるということを述べて、次の質問に入らせていただきます。

次は、自然エネルギーの推進とその問題点について、お尋ねをいたします。

近年、町内でも一定規模の太陽光発電施設が設置をされました。太陽光をはじめ自然エネルギーによる、持続可能、地産地消循環型経済への転換を目指し、更に原発ゼロを実現するためにも、この取組を真剣に行うことは強く求められています。また、多くの町民の願いでもあります。

そこで伺いますが、富士里の穂波地区に設置された太陽光発電施設について、町はこの間、どのように関わってきたのか、最初に伺います。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) 詳細でありますので、私から回答させていただきます。議員の御質問にありました穂波地区の太陽光発電につきましては、町は事前の関与はございませんでした。事後の内容につきましては、課税等につきまして対応しているところでございます。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 事前には、何ら関わっていないということですね。言い換えれば、町も、気がついたら、あそこに発電施設ができていたということでしょうか。今、事後について何か問題があるのでしょうか。二点、お願いします。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) まず、前段でございますけれども、総務課におきまして、土地利用事業の指導の窓口を、まず一旦受けております。当該施設、太陽光発電につきましては、町の「土地利用事業等の適正化に関する指導要綱」上では、項目として、

今、想定をされておられません。そういう中で、事前協議の計画書の提出というものはございませんでしたので、その部分についての関与はしてございません。

その事例についての問題ということではございませんが、近年、非常に太陽光発電施設が、それぞれの地域に多数できてきております。そういう中で、一部、景観上の問題等が発生しているところがございます。長野県におきましても佐久市や軽井沢町の方で対応等を定めているところがございます。町としまして、この指導要綱の関係を、この太陽光発電にも対応できるような形で今後見直してまいりたいと考えております。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5番 (永原和男) 今、総務課長から答弁がありましたように、確かに、太陽光発電に関する規制が、ないに等しいんですね。今、県の方でも、環境影響評価で、この太陽光発電をその中で取組むべく、条例改正がされたと聞いております。本当に太陽光発電についての、町としての取組も早期に行うことが重要だというふうに思います。

そこで伺いますが、現在、現在、一定規模の建設計画は町内にあるでしょうか。伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) 現在、町内で太陽光発電設備を設置するための相談が来ている事項については、1件でございます。本件につきましては、指導要綱の「その他」という中で、事前の協議をいただく中で、それぞれ法に基づく届出等の指導をしておるところでございます。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5番 (永原和男) 今、町に、一定規模以上の太陽光発電について相談があるのが、1件あるというお話でありました。

伺いたいんですが、町が、この防災マップを作られましたが、このイエローゾーンですね、イエローゾーン、土砂災害の警戒区域であります。このイエローゾーンの中に、太陽光発電の施設を作ることは可能でしょうか。

●議長 (小林幸雄) 松木建設水道課長。

■建設水道課長 (松木哲也) イエローゾーン、土砂災害の警戒区域ということですが、そこについては特に問題はないと思います。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆ 5 番 (永原和男) このイエローゾーンの中に、あるいはレッドゾーンの中でも、太陽光発電の施設を作ることは、現状、土砂災害に関してみると確かに問題はないんですよ、問題ないんですね。

例えば、1ヘクタールを超えるような施設を、森林に作るとした場合に、どのような行政的な事が求められるのでしょうか。

● 議長 (小林幸雄) 小林産業観光課長。

■ 産業観光課長 (小林義之) 1ヘクタールを超える場合につきましては、林地開発の許可が必要になりますので、その申請をしていただくようになります。

● 議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆ 5 番 (永原和男) この、1ヘクタールを超える林地開発の問題は、確かに林地開発手続きも必要なんですけど、この太陽光の設置をする場合に、非常に、これも弱いんですね。それは先ほど総務課長の答弁にもありましたように、まだ行政が太陽光発電について追いついていない、この現実が、私は出て来ているんだというふうに思います。これらについても町としても、早急に県あるいは国とも連携を取って、指導要綱も含めて、その取組の強化をお願いをしたいというふうに思います。

ちょっと角度を変えて、税務課長にお伺いいたします。これは一般論で結構です。雑種地または山林に、課税地目上、雑種地または山林ですが、そこに、太陽光発電施設を作るとした場合の仮定でありますけど、課税の、課税評価上、地目は何になりますでしょうか。

● 議長 (小林幸雄) 伊藤税務会計課長。

■ 税務会計課長 (伊藤 均) 固定資産税の土地における太陽光発電施設の評価につきましては、課税地目等につきまして、今、山林等ということですけども、一般的には雑種地として認定することが一般的でございます。施設の状況等、周辺の土地の状況、先ほども山の中に作るとか、また、場合によっては富士里のその地区の道路の近くとか、様々なものがあると思いますけれども、具体的な場所を見た中で判断するんですけども、一般的には、雑種地ということになります。

● 議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆ 5 番 (永原和男) 原野あるいは山林が、そこに太陽光発電施設が作られると、課税上は雑種地になるということでありました。重ねて、課長、恐縮ですが、原野と雑種地を比較した場合、固定資産税はどのくらい差が出るんですか。一般論で結構です。

●議長 (小林幸雄) 伊藤税務会計課長。

●税務会計課長 (伊藤 均) その評価の部分につきまして、この部分、一般論につきましては、それぞれ田・畑・原野・山林というふうになりまして、それと宅地という、雑種地の評価につきましては、非常にまだ課税等の基準等もございませんので、一般論で言うと、今、田畑と宅地の差が結構出ている部分がありまして、その倍率・倍というのは、それぞれのケースによって、地区にもよっても違いますので、お答えする部分というのは幅広くなりますので、議員さんおっしゃっている何倍というのは、すぐには出てこなくて、目的地とかそういうのがあれば、出る部分があるということで、それぞれの地域によって、倍率等が違ってくるといことです。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5番 (永原和男) 現況をもって課税を、町はしていくわけですね。それで、今まで原野であったところに太陽光発電所が作られると、課税の地目は雑種地になるんだと、そこまではいいですよ。雑種地と原野を比較した場合、税務課長、答えづらいようですが、雑種地にした方が固定資産税は上がるということは間違いはないんですね。その点だけ、どうですか。

●議長 (小林幸雄) 伊藤税務会計課長。

●税務会計課長 (伊藤 均) 議員おっしゃるとおりでございます。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5番 (永原和男) ひとつ、適正な課税という点から言っても、これらの問題についても、情報収集をきちんとしながら、行っていただきたいなというふうに思います。

次に、水力発電について伺いたいと思うんです。

これは、担当課長の産業観光課長に伺いますが、27年度の事業で、これは富士里地区でありましたが、小水力発電についての調査が行われました。議会で報告があったのは、調査した結果、その所は小水力発電には適さないという結果であったということ、議会に報告がされておりますが、その調査の結果、適さなかったんですが、もう少し詳細について述べていただきたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 小林産業観光課長。

■産業観光課長 (小林義之) 27年度に調査をしました小玉用水の関係でございますけれども、クリーンエネルギーとして注目の高い小水力発電について、当町におきましては、27年度に小玉用水の小水力発電の可能性について調査を行ったところで

あります。

この調査につきましては、農山村漁村六次産業化対策事業の補助金を利用して調査を行ったところであります。

小玉用水を選定した経過につきましては、県と相談をする中で、町内の農業用水路のうち、通年安定した水量が確保されまして、適正に管理されている水路ということで、選定をしたところであります。

小玉用水の調査結果につきましては、流量、水利権、有効落差、水圧等の諸条件から、電力量、最大出力が 19.8 キロワット、年間可能発電電力量が 104.1 メガワットアワーを算出をしたところであります。建設に要する工事費、またランニングコスト等に対して、その売電収入を勘案すると、経済性に乏しいという結果となったものであります。これにつきましては、建設に要する概算の工事費を出しまして、その工事費に対しまして最大出力が低過ぎる、というのが原因でございます。

そんな中で、建設段階で、この基準を超える施設につきましては、国・県の補助事業においても不採択となる、というような状況でございます。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 今、縷々説明をしていただきました。それで、小玉用水のところはそういう理由で適地ではないということになったわけではありますが、町内で、町の中でほかに、ほかの場所で小型水力発電の適地については、町はどのような考えをお持ちでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 小林産業観光課長。

■産業観光課長 (小林義之) 県と相談する中で、仁之倉用水ですとか、伝九郎用水という案が挙がったんですけれども、そこについては東北電力さんの水利権等があるということで、なかなか難しいということで、候補から落ちたものであります。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 今、適地について候補地を持っていないようですが、私は、古海地区にあります中の沢用水、あるいは花ヶ入用水等は、私は、私、素人ですが、その水量あるいはその地形から言って、私は有望な所ではないかというふうに思っているわけではありますが、そこについて調査をするという計画はありますでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 小林産業観光課長。

■産業観光課長 (小林義之) 古海地区の農業用水路ということでございますけれども、中の沢川、また内之巻川につきましては、河川法上、準用河川というふうに町

が指定をしております。今回、町の補助事業につきましては、基本的に農業用、水利としては、水については使われているわけなんですけれども、農業用水路に当たらないということで、今回の補助事業を行う部分にあたっては、この補助対象地域外となってしまいますので、この農業用の関係の補助金については、採択できないような状況になっております。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5番 (永原和男) 今私は、見解と答弁を産業観光課長に求めましたから、農林水産事業としては、調査をできないということですね。

総務課長に伺いますが、これ、ほかの事業を、導入なりを検討して、その調査を行う、私は行うということが非常に重要な事だというふうに思うんですが、その辺についての町の考えを伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 高橋総務課長。

■総務課長 (高橋博司) 今も産業観光課長からも申しあげましたけれども、やはり、水系によっては水利権を電力会社等が持っているものがございまして、なかなかそこに設置をするというような、全国的にも水利権の問題は出てきておりますので、難しい状況でございます。そういう中で、町としましては、農業用の用水路等の利用というものを考えておるわけでございますが、また民間とも連携をする中で、そういうふうな取組を進めてまいりたいと考えます。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5番 (永原和男) 確かに、小型水力発電は、今、水利権という言葉がありましたが、いろいろな制約があるものであります。しかし、適地という点で考えるならば、私は、信濃町は小型水力発電の適地であるというふうに考えております。国・県の補助を得て、この調査を是非継続をする必要があるというふうに思うんですが、その辺で町長の、最後にこの見解を求めたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 今、永原議員から御提案も含めて頂戴しているわけですが、私自身も新エネルギーというものを、どう、このエリア内の中で活用できるものについては、当然採算性もあるわけですが、活用していく、そういう事は大変重要な事だというふうに思っています。

そういう中では、その昔、新エネルギービジョンの策定も取りまとめたわけですが、当時もいわゆるNEDO (ネド) の補助金を600万ほど頂戴して、10分の10の補助で調査をやった結果、水力発電もひとつ、候補というようなこと

であるわけでございます。

そこで、今後の事です、一つは、今ちょっと経過を申し上げますが、あれは、柏原用水ですか、「西裏用水」の声あり) …西裏用水、ごめんなさい、西裏用水、黒姫駅のそばを通っている西裏用水で、地元の学者さんであります先生が、当時、信州大学においてになった工学部の先生、そしてまた、名古屋大学の先生等々、4・5人のグループが、昨年から実は、そこで小水力発電のちょっと実験をしたいというようなことで、昨年は実は、冬、雪が少なかったものですから、この雪の、何て言いますか、統計上の数値が的確に捉えられない。そこで、もう一冬、特に雪国における水力発電というものを研究したいというようなことで、今、今年の冬も、そういうことで観測をするというようなことになっております。

そういった状況も含めて、適地があり、そしてまた、その必要性があるとすれば、積極的にやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5番 (永原和男) 西裏用水でそういう調査があるという話、聞かせていただきました。本当に、この小型水力発電については、水利権の問題等クリアしなくちゃいけない課題があるわけではありますが、しかし、町も今、町長の答弁にありましたように、積極的な方向で取り組んでいただくことが、取り組んでもらうことが大事だというふうに思います。引き続き、調査を継続するという姿勢を持ちながら、取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、奨学金制度の見直しについて、質問をいたします。

去る3月会議の私の一般質問で、奨学金制度の改善を求めました。論議の結論として「貸付対象者の要件緩和を検討する」との、教育長答弁を得ることができました。私は、今・6月会議に条例改正案が提出されるものと期待をしていたわけがあります。しかし、教育長の答弁は履行をされませんでした。この奨学金制度の見直しを強く求めながら、質問をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、教育次長に伺いますが、奨学金制度がスタートして3か年になるわけがあります、それぞれ26、27、28年で、奨学金を受けている人の数、奨学生の数について伺います。

●議長 (小林幸雄) 佐藤教育次長。

■教育次長 (佐藤巳希夫) 御質問の奨学生の数でございますが、26年度1名、それから平成27年度に2名の、奨学生を採用したところでございます。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5番 (永原和男) 今度は教育長に伺います。制度が発足して、この間、奨学金を

受けている人が 3 人ということでありました。この奨学金制度の制度設計上、この 3 年間で私は、15 人いてもいいという数字になるというふうに思うんですね。このように、制度はあるんですが、奨学金制度の活用が極めて低い、この現状に対して、現実に対して、どのようにお考えでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 竹内教育長。

■教育長 (竹内康則) 26 年・27 年でございますので、私は 10 人いてもいいなという認識でございます。

で、お話の、枠に対して応募される皆さんが小さい、こういう指摘でございます。で、これまでもお話しさせていただきましたように、いろいろな制度が今ございまして、そういうものを勘案しながら、応募される皆さんは、お考えをお持ちのことだというふうに思っております、幅広い選択肢の一つとして、私どもの制度があると。で、大変、御質問の中にも、これまでいただいておりますが、併用という概念を持ちまして、私どもの制度設計では取り入れております。「併用はできません」、こういう趣旨をうたっておりますので、そういった部分も、場合によっては手を挙げる方が少なかったと、こういう認識も一つとしてございます。以上です。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 教育長の認識の中で、「現在の奨学金制度に併用制限があるから、申請しづらいのではないだろうか」という答弁をいただきました。私も全くそのとおりだろうというふうに思うんですね。この併用制限は、町の条例の第 6 条第 1 項第 5 号にあるんですね。ちょっと読んでみますと「日本学生支援機構など、他の団体から学資の貸付または給付を受けていないこと」というのがその条件になっています。つまり、他の団体の奨学金と町の奨学金を両方使う、併用することは認めないよということでもあります。経済的理由により、就学が困難であるものの支援をすることができない制度になっているわけでありまして。この改善が、私は、極めて大事だろうというふうに思うわけでありまして。

教育長も 3 月の議会で、この併用制限について検討する、というふうに答弁をいただいておりますが、その検討の経過について伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 竹内教育長。

■教育長 (竹内康則) 3 月議会の際に、例えばということで、議員さんの方からは、県が開始をいたしました給付型の奨学金制度、これらも含めてということでございまして、で、私は、返済型、給付型、いろいろ調べてみますと、いろいろな制度の中には、いろいろな制限条項と言いましょか、ございまして、いくつかの制度の中には、併用については認めないというのもございます。

ただ、先般の審査会、更には定例の委員会の場におきましては、給付型の制限条

例等については、今後それを改正していったらどうかと、こういう御意見もいただいております。で、したがいまして、数多くの制度がある中で、そうした部分も含めて、来年度の採用に当たっては、整理をしていきたいと、つまり、条例を改正する手順を踏んでいきたいと、こんな考えで、これまで検討をしてきたところでございます。以上です。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5番 (永原和男) 今、教育長からは大変心強い答弁をいただきました。町の、今ある条例の、この併用制限について、一部ではありますが、改善を教育委員会が検討をしているという答弁でありました。私は非常に、これ町民から歓迎されることだというふうに思うんです。

そこで、教育長、重ねて伺いますが、条例改正について29年度目途としているようではありますが、私は、こんな良いことは早くやるのが大事だと思うんですよ。条例改正について、いつ頃を目途に、目途で結構です、いつ頃を目途に、条例改正を考えているか伺いたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 竹内教育長。

■教育長 (竹内康則) 実は、今、長野県におきましても、26年度以降、からですね、入学金、県内の大学、短大へ進学される学生に向けての入学金の給付というのを26年から始めたところでございます。加えて、長野県におきましては、28年度の条例改正ということで、現在進行中でございますけれども、入学一時金に加えて、2年間もしくは4年間における学資に対する補助、助成、これも今、県として今、組み立てをしている、こういうふうに情報を得ております。そうした、もろもろの県の動き、あるいは、周辺町村の動向等も検討いたしまして、なるべく早い時期に、この議会にお願いをしていく、こんなつもりでおります。以上です。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5番 (永原和男) 今、教育長の答弁の中にもありましたが、長野県が全国に先駆けて給付型の奨学金制度を、この28年度からスタートさせたんですね。今、県は、私の調査した中では、6月末を締切りとして、その希望者を募っています。もう県はスタートして動いているわけでありますから、是非、県の制度の給付型も使える、町が、併用制限のうち、せめて給付型の部分を削ってもらって、県の制度も町の制度も使えると、そういうふうにしていただきたいと思います。

これ、教育長、私、急いでほしいというのは、こういう良いことは、早く該当する住民や高校生等に情報を伝えていくということが大事だというふうに思います。私がこの6月議会で、この制度を再度提案しているのは、これから夏休みに入っていくわけでありますから、子供たちに、なるだけ早いうちに、その情報を提供し、

夏休みの間に受験の勉強を頑張っていたきたいと、そういうことで、提案をしているわけであります。なるだけ早いうちに、ということでもありますから、考えられる「早いうち」は、9月というふうに期待してよろしいでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 竹内教育長。

■教育長 (竹内康則) 今、9月までにと、こういう期限付きの御発言でございますけれども、この間、審査会、定例会等で意見交換をさせて、検討してきた課題の一つとして、実は、私ども行政とすれば、この貸付等における金融機関的なノウハウ、つまりリスクを勘案しながら、こうした取組をこれからも継続的に進めていく、そういうことでいいのか、という一方の御意見等もございましたり、あるいは、先般の講演会の場におきまして、鹿児島の一町の副町長さんの講演等の中にもございましたように、もうちょっと、別の視点に立っての、こうした制度設計というのはできないのかと、こんなことも、いろいろな角度から、これまで検討を進めておりますので、それらを踏まえて、再三申し上げるようで恐縮ですけれども、できるだけ早い期間に、一定の考え方をまとめまして、提案をさせていただく、こんなことで御了解をお願いをしたいというふうに思います。以上です。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5番 (永原和男) このところになると、教育長といつも議論が合わないんですが、この奨学金制度を、市販の金融商品の一つとして同列に考えるというのは、これ教育長、いかがなものでしょうか。むしろ、教育長は教育の上で、もっと言えば、教育基本法の精神にのっとり、この制度を考えるべきであります。金融商品の一つとして、そのリスク等を論じるんじゃなくて、教育委員会の中でも教育の上に立って、是非検討され、早い時期、私は9月会議に条例改正案を提出されるものだというふうに期待をしております。

それでは、次の質問に移ります。

梅雨のシーズンをこれから迎えるわけであります。土砂災害の備えについて、これにつきましても、昨年の議会でも町の考え方について質しておりますが、再度伺いたいと思います。

まず、最初に町長に伺いますが、私、昨年の6月会議でも、富士里地区と古海地区に設置されている土砂災害施設を、県の職員に専門的見地で点検してもらうことを提案をいたしました。県の専門家に見てもらったようでありますが、その点検の結果、詳細はまた担当課長に聞きますが、点検の結果、町長はどういう認識を持っていますでしょうか。

¥

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (3 日目)

■町長（横川正知） 昨年、永原議員からもそういう御質問も頂戴したりしたわけがあります。で、結果的には、結果的にはそれぞれの施設について、現地視察を踏まえて御報告をいただいているのは「特に異常はない」ということでございます。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） 町長、施設に異常がないんじゃ、これ災害の時に困るわけですから。上げ足を取るつもりはありません、詳細は担当課長に聞きたいと思うんですが、まず、建設課長ですか、富士里の屏風沢について、谷止工と砂防堰堤がありますね。それらの現状はいかがでしょうか。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） こちらの災害の防止施設の点検ということで、再三、永原議員さんから御質問をいただいている経過がございます。

ただいま質問のありました、富士里地域の屏風沢の土砂災害の施設でございますが、砂防堰堤につきましては、建設事務所にて設置をされたものです。それから谷止工に関しましては、林野庁にて設置をされたものでございまして、点検は平成 27 年 7 月 23 日に行いました。1 年ほど前になります。この際に、県職員と現地立ち合いを行いまして、谷止工については、谷止工としての機能を果たしております。砂防堰堤につきましては、もちろん、先ほど町長も言いましたように、堰堤自体の損傷もなく、こちらについては土砂の堆積等もなく、今後、もし堆積等が認められれば除去等行うということで、見解をいただいております。以上です。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） 今度、古海の内之巻川やオメガ沢の谷止工については、産業観光課長が担当でしょうか。建設課長ですか、古海の方もお願いします。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） こちらも、古海地区の内之巻川の土砂災害施設ということで、県の方は林務部ということで谷止工に当たるものでございます。こちらにつきましては、26 年の 9 月でございます。地方事務所の県職員と現地を確認をしまして、谷止工としての施設機能を満たしているという見解をいただいております。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5 番（永原和男） 両者とも、古海も富士里のところは谷止工は機能を果たしているということで、私も専門ではありませんが、詳しくは述べられませんが、つまり、

小さな堰堤にあたる部分が一杯だということを、裏返すと言っているわけですね。地元の皆さんは、むしろ一杯の状態を心配しているんですね。屏風沢の砂防堰堤については堆積度が少ない、小さなダムみたいな中で、土砂がまだ堆積しているのが少ないから、ザーッと崩れて来ても、その堰堤で抑えることができるだろうという話でありました。

そこで、提案をしたいんですが、本当に古海の皆さんも、およそ 50 年ほど前に、私が今、言ったようなところで大きな土石流災害が生じているんですね。屏風沢の災害は、まだ記憶に新しいところであります。地元の板橋の、当時、被災をされた方は、こういうふうに言っているんですね。「災害は忘れないうちにやってくるものだ」と。「この梅雨の時期になって、雨が長く続くと、本当にあの時のことを思い出して夜も寝られない」と。私、そのとおりだろうというふうに思うんです。それで、提案しますが、担当課長、これ現地の方が、現場を見てみたいと言った場合、県や営林署の皆さんにも同行いただく中で、そういう研修の機会を設けていただくことは可能でしょうか。

●議長 (小林幸雄) 松木建設水道課長。

■建設水道課長 (松木哲也) 現地まで、ちょっと道のりがあり、この時期になりますと やぶとか、熊等の心配もありますので、時期はちょっと、すぐに明日、明後日というわけにはいかないかと思うんですけれども、時期を見て、整備をした中で、現地確認できるような状況であれば、また、地域の皆さんからそういうお声をいただいたり、地域の皆さんと相談をする上で、現地確認は可能でございます。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5番 (永原和男) 今、現地確認について、行政として骨を折ってくれるという話であります。これも非常に心強いことでもあります。是非、私は早い時期に、現地はやぶがあつたり、いろいろ大変なんでしょう、しかし町民が心配をしていることは、これ事実でありますので、是非そういう機会を行政として作っていただく、そういう積極的な行政サービスを期待をします。

で、これは担当課長に伺いますが、私、今、屏風沢と内之巻を中心にした古海の話をしました。ほか、町内でもこの砂防的な施設を新しく作ってもらう、そういう必要はあると思うんですね。それで、これらについて、町では計画的に国や県に施設の増設を要望されていますでしょうか。伺います。

●議長 (小林幸雄) 松木建設水道課長。

■建設水道課長 (松木哲也) 今回、新たに、古海の内之巻川でございますけれども、古海地区の内之巻川の左側斜面、地元では大石と呼ばれる沢でございますが、こちらにつきまして、砂防堰堤の設置事業を県で導入するため、調査業務、また測量、

設計等を、今年度から 31 年にかけて計画をしているという話を聞いております。また、他の急傾斜、先ほどの土石流の危険箇所につきましても、県への要望は当然、レッドゾーンというか、イエローゾーンというようなことが指摘されていますので、継続して県に要望してまいりたいというふうに思います。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 今、具体的な見通しについての説明を受けました。私、内之巻川の付近に砂防堰堤を設けられるということ、本当に地元の皆さんは安心できるというふうに思うんですね。是非、そういうことを広く広報しながら、今、質問の、あるいは提案の中でも取り上げたのが、霊仙寺山の山腹、それから古海の袴ヶ岳等を中心にした山腹でありました。他にも黒姫山の山腹もあるわけですね。それらについても、国あるいは営林署の方に、持続的に、砂防施設等の建設を粘り強く働きかけていく必要があるというふうに考えています。

今、県の方に要望している箇所は、黒姫山腹では何箇所くらいあるのでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 松木建設水道課長。

■建設水道課長 (松木哲也) 黒姫と言うか、今現在そういった砂防関係の事業をやっているのは、どちらかというと住宅のある地域になりますので、今後、黒姫山腹につきましても、積極的に要望をしてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) 順位として、住宅のある所、人が住んでいる所、ということは私も分かりますが、それを基準にしながら、要請はどのくらいの箇所で要請をしているかということをお聞きしているわけです。そういう基準はあるんだが、基準に満たなくて、していないということですか、しているんですね。

●議長 (小林幸雄) 松木建設水道課長。

■建設水道課長 (松木哲也) こちら県の事業にもなりますので、当然、建設事務所、また林務部の方へ要望としては挙げておりますので、御了解いただきたいと思えます。

●議長 (小林幸雄) 永原議員。

◆5 番 (永原和男) はい、ありがとうございます。ここまで細かく通告してありませんでしたから。黒姫山腹も、国・県の方に、砂防施設の新設・増設を要望してあ

平成 28 年第 412 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (3 日目)

るということでもありますので、また後日、その詳細についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

最後、時間ですからまとめますが、富士里の屏風沢、古海の内之巻を中心に、現地視察について積極的な姿勢をお示しをいただきました。是非とも早いうちに、現地視察を実現させていただきたいというふうに思います。もう一度、担当課長、早いうちにそれをやっていただく決意を伺いたいと思います。

●議長（小林幸雄） 松木建設水道課長。

■建設水道課長（松木哲也） そうですね、今年、できれば、今年度冬までにはもちろんできると思うんですけども、山の状況を、まず職員の方で確認をしまして、その後、状況について、また地元の方と相談する中で決めていきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

●議長（小林幸雄） 永原議員。

◆5番（永原和男） あの、雪の降るまでにとというのは、早いうちになりませんので、これ以上、追及はしませんから…今、町長が早いうちにやると、席から態度表明がありましたので、町長の意向を受けて、担当課長、本当に早い時期です。せいぜいこの梅雨が明けるまでくらいの中に、是非、取組んでいただきたいというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

●議長（小林幸雄） 以上で、永原和男議員の一般質問を終わります。

この際、2時15分まで暫時休憩といたします。

(平成 28 年 6 月 10 日 午後 1 時 59 分)